

適正な施工確保のための技術者制度検討会（第14回）

議事概要

○日 時：平成28年12月20日（火）13:00～15:00

○場 所：中央合同庁舎2号館 第2会議室A・B

○出席者（五十音順、敬称略）：

秋山哲一、井出多加子、遠藤和義、大森文彦、小澤一雅、木下誠也

<技術者の役割に応じた配置・専任要件の基本的枠組みの再検討に向けて>

- ・以下のご指摘があった。
 - 今後予定している調査について、下請の主任技術者の職務やスキル、地方部の小規模企業、建築の改修など、実態が分かるよう上手くサンプリングすることが大事。
 - 監理技術者と主任技術者の技術力はどのくらい違うのか整理すべき。
 - 監理技術者等を現場に配置すれば適切に施工管理ができるという実態になっているのか。実際は、監理技術者等の能力や果たしている役割の影響が小さいのであれば、監理技術者等の配置を求めないという整理もあり得るのではないか。
 - 技術者を現場に配置し、技術的な判断は現場で行うということが制度の根本的な考え方だと思う。監理技術者等がどのような技術的判断をしているのか、その技術的判断はどのくらい難しいものなのかが分かるような調査とすべき。また、論点として挙げた内容に答えられるような調査とすべき。
 - 技術者の配置・専任要件としては、最低要件を建設業法で担保して、各発注者が必要な場合には総合評価等における上乘せでカバーするのが現実的ではないか。ICT技術とセットで緩和するなど、生産性を損なわない仕組みとすべき。
 - 公共工事のように発注者側に技術者がいて、施工体制をチェックできる仕組みがある場合と、民間工事のように発注者側に技術者がいない中で、消費者保護の観点で規制により品質を担保することが求められる場合がある。二つを分けて議論することが大事。
 - これまで技術者の配置・専任について緩和を認めた事例で問題が起きているのか、効果が出ているのかなど調べてはどうか。
- ・今後、調査結果を踏まえて議論していく。

<技術者倫理について>

- ・以下のご指摘があった。
 - 実務経験で主任技術者になる際に、具体的な手続きが無いのは良くない。資格の付与か、登録か、何らかのオーソライズをしてから業務ができるよ

うにするべき。処分はグレードがあってしかるべき。技術者を重視しているという意味でも、技術者への処分規定はあった方がよい。

- 建築の場合、一級建築士でも一級施工管理技士でも監理技術者になれるが、同じような過失をした場合、現状、一級建築士は何らかの処分を受けることはあるが、施工管理技士は処分がない。会社としては、技術者には個人の責任を背負って仕事をして欲しいのではないか。
- 現場でトラブルとなるのは、会社の経営側からの圧力がある場合もあるのではないか。技術者個人の責任と経営側の個人の責任とのバランスを考慮することも大事。
- 監理技術者等は施工管理を行うが、施工には多くの人関わっている。個人の責任を特定できるのは極めて特殊な場合に限定されると思う。伝家の宝刀としておくという考え方もあるが。厳しくしすぎると、誰も監理技術者等になりたがらなくなるので、バランスが大事。
- そもそも、監理技術者等は、ペナルティーを科すに値する責任や役割を果たしているのか、確認しておくべき。
- 登録制にすれば、どこにどれだけの主任技術者がいるか、把握できるようになる。登録制にする方向で検討を進めてはどうか。

<技術検定制度の見直しについて>

- ・ 以下のご指摘があった。
 - 1級学科試験の受験時期を前倒すことについては賛成。大規模工事においては担当技術者の役割も大きいと思われるので、コリンズで実績を蓄積して評価してあげられると良い。
 - 留学する学生も増えてきているなか、海外には3年制大学もあるなど学校制度が異なることへの考慮や、年齢による差別はすべきでないとの考えから、1級学科試験の前倒しにあたっては、年齢よりも一定の学力・技能を基準とした要件とする方が適切ではないか。
- ・ 1級学科試験の早期受験化と、技士補制度（仮称）については、今回、事務局から提示された内容について了承。今後、この方向で具体的な検討を進める。

以上